

# 平成25年度 生命保険料控除 などを見直し

# 町民税の税制改正

平成25年度から適用される町民税(所得税は平成24年分)の税制改正により、次のとおり生命保険料控除などの見直しが行われます。所得税確定申告や町民税申告の際に対象となる方はご注意ください。

## ① 生命保険料控除の見直し

### (1) 制度の概要

納税者が一定の生命保険料、介護医療保険料や個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除(所得から差し引かれる金額)を受けることができます。これを生命保険料控除といいます。この生命保険料控除制度が次のとおり改正されました。

① 介護医療保険料控除の新設  
平成24年1月1日以後に、新たに締結した生命保険契約等(更新・特約の中途付加を含む。以下、「新契約」といいます)について、新制度が適用されます。これまでの「一般生命保険料」「個人年金保険料」に加え、入院・通院に伴う給付部分に係る保険料である「介護医療保険料控除」が設けられました。ただし、平成23年12月31

### (2) 改正の内容

① 介護医療保険料控除の新設  
平成24年1月1日以後に、新たに締結した生命保険契約等(更新・特約の中途付加を含む。以下、「新契約」といいます)について、新制度が適用されます。これまでの「一般生命保険料」「個人年金保険料」に加え、入院・通院に伴う給付部分に係る保険料である「介護医療保険料控除」が設けられました。ただし、平成23年12月31

② 適用限度額の変更  
「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」それぞれ適用限度額が28,000円になります。なお、制度全体の合計適用限度額は70,000円は変更ありません。

③ 控除額の計算方法(左表A、B)  
④ 旧契約と新契約の双方の保険契約等に係る控除を受ける場合  
旧契約と新契約にかかわらず、一般生命保険料または個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の1・2の金額の合計額(適用限度額28,000円)となります。  
1 旧契約の支払保険料等については、左表Aの計算式により計算した金額  
2 新契約の支払保険料等については、左表Bの計算式により計算した金額

### 【従来の制度】

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 控除限度額合計 70,000円         |                         |
| 一般生命保険料控除 (限度額) 35,000円 | 個人年金保険料控除 (限度額) 35,000円 |

### 【新制度】

|                         |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 控除限度額合計 70,000円         |                         |                         |
|                         | 新設                      |                         |
| 一般生命保険料控除 (限度額) 28,000円 | 介護医療保険料控除 (限度額) 28,000円 | 個人年金保険料控除 (限度額) 28,000円 |

## 介護医療保険料の控除を新設

### 《控除額の計算方法》

A 【旧契約】(一般生命・個人年金 それぞれに適用) ※平成23年12月31日以前契約分

| 年間の支払保険料          | 控除額                  |
|-------------------|----------------------|
| 15,000円以下         | 支払保険料等の全額            |
| 15,001円～40,000円以下 | 支払保険料等×1/2 + 7,500円  |
| 40,001円～70,000円以下 | 支払保険料等×1/4 + 17,500円 |
| 70,001円以上         | 一律35,000円 (上限額)      |

B 【新契約】(一般生命・個人年金・介護医療 それぞれに適用) ※24年1月1日以後契約分

| 年間の支払保険料          | 控除額                  |
|-------------------|----------------------|
| 12,000円以下         | 支払保険料等の全額            |
| 12,001円～32,000円以下 | 支払保険料等×1/2 + 6,000円  |
| 32,001円～56,000円以下 | 支払保険料等×1/4 + 14,000円 |
| 56,001円以上         | 一律28,000円 (上限額)      |

1月15日(火)  
販売開始

## 65歳未満の障害者に

## 「まちなり福祉パス」

10月から65歳以上の高齢者を対象に「まちなり福祉パス65」の愛称で、バス定期券を導入し、購入費の補助を行っています。1月15日から65歳未満の障害者の方にも同様に補助を行います。

対象：①町内に在住の65歳未満で、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方(※65歳以上の方は「まちなり福祉パス65」の対象です)

②手帳の交付を受けている方のうち、第1種障害者は、介護者1人も対象(障害者と一緒にはバスを利用する場合に使用可)

地域：富士急湘南バスの町内運行区間のバス停で乗り降り自由 ※乗降は町内に限ります

料金：年間7,000円(通常料金21,000円の1/3ずつを町と富士急湘南バスが負担)

販売場所(窓口)：富士急湘南バス(株)新松田駅前案内所

平日は7:45～18:00、土・休日は7:30～15:45

購入方法：代金と一緒に次の書類などを提出・提示してください。

- ①「定期乗車券発行申込書」(窓口で記入)
  - ②「松田町障害者定期券購入費助成申請書兼委任状」(窓口で記入)
  - ③写真(縦30mm×横24mm、運転免許証用写真と同じ規格)
  - ④本人は、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を持参。介護者の方は、身分証明書(運転免許証、健康保険被保険者証、パスポート、住民基本台帳カードなど)を持参すること
- 受け渡し：定期券の発行には数週間かかりますので、後日、自宅に郵送します。定期券が届くまでは、購入時に窓口で発行する仮定期券をご使用ください。

【問い合わせ】健康福祉課福祉推進係 ☎(83) 1 2 2 6

## ② 退職所得にかかると改正

「退職所得にかかると町民税の10%の税額控除の廃止」

### 改正の内容

平成25年1月1日以後に支払われる退職所得等について、町民税の10%の税額控除が廃止されました。(下表)

【問い合わせ】  
税務住民課町民税係  
☎(83) 1 2 2 4

### 【改正前】の計算方法

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 町民税 | (退職所得の金額×6%) - [(退職所得の金額×6%)×1/10] |
| 県民税 | (退職所得の金額×4%) - [(退職所得の金額×4%)×1/10] |

### 【改正後】の計算方法

|     |            |
|-----|------------|
| 町民税 | 退職所得の金額×6% |
| 県民税 | 退職所得の金額×4% |

## 町空家バンクをご利用ください

空家バンクは、町内全域の空家情報をホームページで紹介するものです。町内に「空家」をお持ちの方で、空家情報にご協力いただける方は、ぜひご連絡ください。  
空家バンクは、「暮らしたい」と

「見て欲しい」をつなぐ架け橋になるよう取り組んでいます。  
「空家バンク」へは、カメラ付き携帯で右のQRコードを読み取ってアクセスできます。



【問い合わせ】企画財政課企画係 ☎(83) 1 2 2 2

http://town.matsuda.kanagawa.jp/10\_kakuka/kikaku/akiya-bank/\_akiyabank.html